

建設水道常任委員会

平成27年2月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	関口 修	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長 補 佐	猪川 恭弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、紀委員、中川委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておるとおりでございます。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1の1枚目をごらんください。

最初に、平成26年度の下水道工事進捗状況でございます。

昨年の6月定例会におきまして契約の議決をいただきました龍田西2丁目地内3工区－1工事、図中赤色路線では、県道斑鳩三郷王寺線から北方向に推進工事を進め、残り延長約40メートルのところを進めております。

次に、面整備工事では、神南5丁目地内で、4工区－4工事、図中黄色路線及び4工区－5工事、図中薄紫色路線とも工事が完了し、1月30日に供用開始しております。次に、稲葉西2丁目地内の5工区－2工事、図中青色路線では、道路の舗装本復旧工事のみとなり、5工区－3

工事、図中紫色では、下水道本管の埋設工事を進めております。次に、稲葉車瀬1丁目地内6工区－5工事、図中茶色路線では、1月27日に工事が完了し、供用開始の事務手続きを進めているところでございます。次に、龍田1丁目地内6工区－3工事、図中緑色路線では、本管の埋設工事が完了し、公共ますの設置工事に取りかかっております。次に、興留8丁目地内の10工区－1工事、図中オレンジ色につきましては、舗装本復旧工事を残すのみとなり、10工区－2工事、図中紺色路線では、下水道管の埋設工事を進めております。次に、阿波3丁目地内の20工区－1工事、図中黄緑色路線では、下水道本管の埋設工事が完了し、各宅地への公共ます設置工事を進めているところでございます。次に、興留6丁目地内の6工区－4工事、図中こげ茶色の路線では、地下埋設物の試掘及び地元調整が完了し、下水道本管の埋設工事を進めております。次に、高安西1丁目地内の13工区－1工事、図中桃色路線では、舗装本復旧工事を残すのみであり、13工区－2工事、図中水色路線では、下水道本管の埋設工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料の2枚目をごらんください。

平成27年1月末の状況でございます。昨年12月の委員会で報告いたしました11月末の状況から、新たに20件の接続申請をいただき、平成26年度に入り、158件、申請総数は3,067件、利用世帯総数は3,479世帯となりました。接続率につきましては、整備が完了いたしました神南地区を1月30日に供用開始いたしましたので、供用人口がふえたことから、前回より0.9%減の66.1%となっております。次に、融資あっせん利用数及び浄化槽雨水貯留施設への転用につきましては、新たな申請はございません。

続きまして、資料の3枚目をごらんください。

平成26年度末の公共下水道の整備及び供用状況の図でございます。青色破線で囲っております予定処理区域294ヘクタールのうち、水色で着色しておりますのが供用開始区域、193.6ヘクタールでございます。また、黄色で着色している区域が、平成26年度中に整備を完了

する区域、約10ヘクタールでございます。今後も、公共下水道の整備区域の拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何かございませんか。 中川委員。

中川委員 斑鳩町全体で、最終処理区域って何ヘクタールになるの。

下水道課長 下水道、現在の全体計画区域といたしましては906ヘクタールでございますが、そのうち都市計画決定をしている区域といたしまして485ヘクタール、ですから485ヘクタールが人の住んでいるところということで、整備の目標として掲げているところでございます。

中川委員 あと190ヘクタールで大体終わるということでええのかな。

下水道課長 平成43年度に、目標値、しておりますので、今、485ヘクタールを目標にしております。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっとこの図面、3枚目の図面かな。予定処理区域として囲ってあるところ以外で、26年度に整備区域ということで、多分チサンマンションのところかなと思うんですけど、これは何か、予定に入れていなかったけど、いろいろな計画の中で。はみ出しておるように見えるんですけど、違いますか。その点、ちょっと教えてください。

下水道課長 予定処理区域につきましては、面的に囲うところと、道路を中心にその両側を囲うというような囲み方をしております。その中で、この部分につきましては、竜田工業さんが、敷地が大きいもので、計画の中では道の範囲を囲んだんですけども、供用開始区域として、結果的に工場全体が使えるという境域になっておりまして、こういう標記になっております。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 そうして見たときに、この太い予定処理区域外のところにも、ちょっと民家があるような感じを受けるところがあるんですけども、先ほど課長おっしゃっていただいた485ヘクタールで人が住んでいるところはほぼ網羅できるというふうにおっしゃいましたけども、この地図上で見ると予定処理区域外になっているところに民家が見えるように見えますけども、これはどう見たら。

下水道課長 現在、予定処理区域294ヘクタールにつきましては、平成29年度末までの整備区域ということですので、7年ぐらいをめどに区域を設定しているところでございます。ですから、今後、そういったところも優先順位を含めまして区域の拡大を図っていきたいと思っております。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
次に、②番、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備 都市計画道路の整備促進に関することにつきまして報告させていただ

課長

きます。

初めに、いかるがパークウェイの整備についてであります。現在、主に岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間において用地の取得に取り組んでいただいているところであり、本年度では9件の契約をいただいております。平成27年度には用地取得が完了できるよう、順調に進捗しているところでございます。

また、町といたしましても、先の国土交通省や奈良県への要望活動に引き続きまして、国会議員への要望書の提出を行うなど、継続的な事業促進のための予算確保に向けた要望活動を行いました。

次に、法隆寺線の整備についてでございますが、先の委員会までに報告しておりますとおり工事進捗しており、特に報告すべき事項はございません。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等お受けいたします。 小野委員。

小野委員

法隆寺線については、特に、工事は進捗しているのに特になんということなんですが、工事は、先ほどの町長の挨拶にも、進捗しています。私もいろいろ質問させてもらったり、議会だよりも書かせてもらいましたけども、工事は進捗しているということで、あの距離だったらいつ供用開始だと、いつ使えるんだと言うて、皆さん待っておられます。そのことが前からの質問と、いろいろ打ち合わせ聞かせてもうていたら、なかなか進まないということなんですが、当然そういうことについてもいろいろ努力していただいていると思うんですが、1年、1年、早くたちますので。

私は今の、今年度工事が終わったあと、どういう形で法隆寺線が残って、今と同じように仮設通路だけが残って、車はどこか右往左往しやな玄関先へ入っていかれないという状態が続くということは、もう見るに耐えないですので、それらについての、1年でも早く、例えば、前回ま

での見込みとしてね、町の見込みとして、西和警察署が道路使用許可をおろさない、そのおろさないということについて、三室交差点が完成するまでだめだということだということなんですが、そのことの意味のなさ、地域住民の全体のことを考えていないという、そういうことを積極的に話ししながら、許可を1年でも早くおろせるように努力してもらいたいと。そのために、議会のほうでもいろいろ、もし協力せえ言われるんやったらしますし、また、いろいろな住民運動も起こしてもらいたい。

私はもう全くね、警察がね、その道路、都市計画道路を、これは骨幹となる道路やと、町のね、そういう位置づけされた道路の供用開始に他の要素で警察が使用許可を与えない、応じないということは、私はこれはもってのほかだと思っています。その点について、町として、それ以後、いろいろ検討もされていると思いますが、今の段階での話をお聞かせください。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 ただいま委員がおっしゃっていただきました法隆寺線の供用についての努力ということでございます。前回委員会でも同様のご指摘、ご意見等いただいております中で、西和警察署へのほうへもですね、そういう議会でもそういうお声、住民の代表としての議員さんの中からのそういうご意見がいただいているということは、お伝えは確かにしております。

ただ、それよりも、具体的な協議等はですね、進んでいないというあれですけども、今後もですね、今回もこういうご意見もいただいておりますので、そういったことは引き続きですね、西和警察のほうにお伝えはさせていただきたい、いきたいと思っております。以上でございます。

小野委員 私、先日、散髪も行ったんですよ。その人がね、前にも言っておられたとおり、もう工事してはりますなということで、どない返事しよう

かなと思ったんですよ。今は仮設の通路だけができてあるんだと。確かに歩道設置の、分筆の必要がありますから、今、やっておられます。だから、あれが本線工事だったら、私は、そうですと言えるんですね。本線工事やないんですよ。だから、そこでも、実は、と言うたら、えっ、て。30年になるんですかと。一応町の見込みとしては30年。その要因ちゅうんか、ネックになっているのはこういうことなんです。そんなばかなというようなね、みんなおっしゃっていますのでね、そのことをしっかりとね、もうしつこく言ってくださいよ。

先ほどパークウェイは27年度に、これは順調にきていると。前の予定では、聞いておられるのは27年度に用地を全部取得して、28年、29年と工事を着工して、30年に供用開始になると思いますので、それで30年にこちらも口を開けられると思いますと。だけど、向こうが工事していたらね、なおさら混むんですよ。これはしょうがないんです、工事やっている間はね。だから、こちらのほうで、なぜそれを開けられないのかというその意味が、誰にもわかりません。わかっておられるのは、その担当の方がおっしゃっているだけで、それを納得しているのが、まあ言うてみたら、失礼やけども、町の担当者なんです。理解しておられるのかどうか知らんけど。理解できないでしょ。私が言うているからどうじゃないんですよ。誰に聞いてもおかしいんですよ。そのことをやはりもっと西和署へ話をしてもらいたい。

前回には町長にね、交通規制課へ行ってくれということをお願いしたけど、町長は町長の考え方もありますしね。だけど、これはね、やはり担当としてね、事務屋としてね、おかしい話でしょう、どう考えても。だから、それはしっかりと、しつこくね、やってもらいたい。それは誰のためでもないんです、住民のためですから。もっと言えば、今の担当者の義務ですから。そのことだけ再度申しあげておきますので、よろしくをお願いします。結構です。

委員長

ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 先ほど、三室向いて9件の買収が予定されているということでしたけども、あと9件買収されたら、あとは残り何件ぐらいなんですか。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 残の、今想定される物件としましては、9件です。残りも9件。本年度9件の契約に、残りが9件。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
それでは、次に、③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきましては、前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ちょっと関連してお尋ねしたいんですけども、まねきやさんの跡、今、解体工事されていますけども、近所の方から、次何かできるのっていうよう聞かれるんですけども、町として何か聞いている情報とかあったら教えてもらえませんか。

都市整備課長 町としましては、特に情報はございませんので。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2番、各課報告事項について、(1)斑鳩町営高塚団地について、理事者の報告を求めます。 佃田建設課長。

建設課長 斑鳩町営高塚団地の明け渡しにつきまして、入居者代理人弁護士より奈良地方裁判所に対して通行妨害禁止等仮処分命令申立がなされておりましたが、この2月12日付で本件申し立てを却下するとの判断が奈良地方裁判所になされたところであります。

このことから、現在、町の顧問弁護士に、今後の対応について相談を行っているところでございます。

以上が、斑鳩町営高塚団地の明け渡しに関する現在の状況の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 向こうの申し立ては却下されたということなんですが、その後、出る、出やんの話は進んでいるのかな。

建設課長 仮処分の申し立てが、今、却下されたということで、今、弁護士さんと相談する中では、今後の向こうの出方をちょっと見ておこうというような。

これに対して異議申し立てはできないんですけども、再度仮処分もできる、それで本訴もできるということなので、そこら辺の状況をまた見てからということで、今、聞いております。これからまた顧問弁護士と

相談しながらその対応について進めてまいりたいと考えております。

委員長

よろしいですか。

ほか。 小野委員。

小野委員

そうしたら、斑鳩町からは。

もう1度教えてほしいです。どういう訴訟ちゅうか申し出をしていたのか。裁判所へは何もせずに、先方が仮申立するような、妨害をしていたと、道路とかに杭を打っていたという話があったのでね。何も裁判所へは、当初から何もせずに、一応交渉していて、その交渉に乗ってもらわれへんだから杭を打って、先方がこれはおかしいということで仮処分の申し立てをしていた、そういうことになるのかな。ちょっともう1回、最初からのね、整理をしてみたいなと思いますねんけどね。

でないよね、今の中川委員からの質問でね、こういうことが起きたと。そうしたら顧問弁護士は、もうちょっとまた見ておこうということで、段々、段々、また延びていくだけでね、進展がないのかなと思ってね、思っておるんですが、その点はどういう具合に進んでいくと見込みがあるんですか。

建設課長

この仮処分の申し立てに対しまして、町といたしましては、今までの高塚団地につきましては車の乗り入れができるような状況ではなかったということで、単車とか自転車等での通行は可能であったということの文書を裁判所へ出しております。それに基づいて、行政財産であるものを個人に使用させるのはできないということも裁判所へ書面として出してあります。そういうことから、こういった主張が認められたということでございます。先ほども申しましたように、今現在は、その仮処分に対しての却下がなされたということで、今後相手方が本訴に出るのかということも見きわめながら、また、何もなかったらまたこちらのほうで、以前出しました改善命令をまた出して、それを何回か続けて、明け渡しを求めていくということになってくるのではないかと考えております。

小野委員 明け渡し訴訟は起こしていないということですね、当然ね。それやったら議会のあれも要りますしね。あ、そうか、改善命令だけ出していて、その中で、改善命令、いろいろ交渉していても話にならないので、通行を、向こうから言わせたらですよ、阻害するような行為に出たから、先方がこういうふうに出てきたと。だから、これがまだ続くのかどうかもあるし、こちらから明け渡し請求を別に出すという方法もあると思うんですよね。その点はどうなんですかね。まだそういうするところに熟していないという顧問弁護士の考えなのか。あくまでも議会として、私としては、交渉に乗ってこないんだから、乗ってこずに、こういうふう交渉に乗るように話しした行為に対してね、仮処分申し立てをするということになって、当然それを見込んでいるから、顧問弁護士も事務処理のね、今、課長がおっしゃったとおりのことですし、別に通行権を阻害しているわけではないから、却下されるのは当然だと私は思うんですけどね。

こちらとしては、出て行ってほしいんですよ。明け渡し訴訟までも辞さないよという形をとっていきべきだと思うんですが、その点はまだになるのか、副町長、お聞きします。

委員長 池田副町長。

副町長 質問者もご存じのように、この明け渡し請求、訴訟する場合につきましては、やっぱりそれまでの一定の交渉が要るわけですよ、一定の交渉。町もこれだけ相手方に言うていますよと。それでも相手は聞きませんよと。ですから訴訟します、公共財産ですので。今、その手続きを追うておると、顧問弁護士と相談しながらそういう手続きを追うておるところ。

その手続きの中で、相手が受けていけば訴訟になりませんし、どうしても出ていかなかったら、これだけやっても出ていきませんよ、ですから訴訟しますよと議会の訴えの提起を、また上程をさせていただく。その手続きを踏んでおるということでご理解をいただきたいと思います。

小野委員　それで、相手は、まあ言うたら拒否するためにも、延ばすためにも、仮処分申し立てを行ったと。その結果は却下だったと。これも1つの大きな要因になると思いますので。

もちろん異議申し立て云々の話もせずにまたもう1回出すと。こんなこと、言うたらいろいろなケースがあるんですね。どうしても負けるといふ訴訟、打たれると思ったら、こういう仮処分でね、出してきて、なかなか、延ばしていくという、そういう悪質な人もおられますのでね。

こちらとしては、私としては、条例にね、完全に抵触しているやんかと。いろいろな改善しているとか、前にも条例をいろいろ分析してね、今、使用されているところについてはということですね、もう明け渡しをするのは当然だと、町長は明け渡しを請求することができるという項目にも何箇所かに当たっていたからね、それもあり、そして、そのあとの交渉事でもこういう相手の出方というのを蓄積して訴訟に踏み込んでいくというのが、行政から個人に打っていく裁判ですので、慎重にやってもらんなら、それで負けてもうたら、行政としてはもう格好もつかないのでね、そこまで顧問弁護士さんも考えておられるんだと思いますので、相手のやり方、それらも熟知されていると思いますので、これはなんぼ、何日、今、待ってもしょうがないという判断を早急にしてもらえような、また話もしてもらいたいなど、そのように思います。以上です。

委員長　ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長　それでは、次に、(2)番、大和川遊水地整備計画について、理事者の報告を求めます。 佃田建設課長。

建設課長　大和川遊水地整備計画につきまして、事前に議員皆さまにお知らせいたしましたとおり、去る1月31日に斑鳩町総合保健福祉会館におきま

して意見交換会が行われました。

当日は、地権者約150名のうち83名の方に出席いただき、大和川河川事務所から資料2によりまして遊水地の活用イメージや、候補地や周囲堤のイメージ、また、皆さま方に伺いたいこと、事例紹介などの説明が行われ、出席者の方々にご意見を伺われました。

出席者の方々からは、三代川の内水対策も考えた遊水地にしてほしい、また、去年の台風の時も大和川の水位がかなり上がったのでできるだけ早期に実施してほしいといった意見や、そして、過去に目安の墓地を大和川の改修で移転したときも非常に苦慮したので墓地の移転は反対である、また、亀の瀬の狭窄部のトンネルによるバイパス対策を行うべきではないかといった意見もありました。

このようなことの意見を踏まえまして、大和川河川事務所としまして今後どのように進めていくか検討されているところでございます。

以上、大和川遊水地整備計画に係ります意見交換会の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 今、課長から報告ありましたように、地元の周辺、いろいろ幅広い意見があったように思います。特に、地元の墓地については、それを受け入れる形の大和川事務所の意見やったと思うんですけども、三代川なんですけども、特に三代川の内水排除を今後どういような計画をしていくのかというような、国のほうでは計画していくんですけども、そのときにですね、やっぱり町としての一定のやっぱり考え方を示していくべきじゃないかなと思うんです。まだ国のほうでは、こうする、ああするということで、示されているベースが、示されていくベースがあるとは思うんですけども、やっぱり周辺環境を考えますと、作物の不作とかいう形での言葉が出ていました。深刻な状況になっているなど。その上においても、やっぱりそういった周辺環境に応じた三代川の内水排除をしていくというのが、やっぱりその周辺地域においては大きな意見ではあ

ったかなと思います。そういうことで、今後、やはりその計画を進めていく上において、町もやっぱり意見を出して、ちゃんと内水排除ができて、また、周辺が作物の不作にならないような計画としていただきたいと思います。それはそういう要望をしておきます。

それと、今後のこの説明会ですね。今回、1月30日に行われた、これは第1回目であって、意見交換、まずは皆さんの地域のお声を聞くということであったんですけども、まだまだ欠席者が、出席が83名ですから、まだ欠席者が50名ぐらいいますので、やはり今後そういった、ちゃんと出席していただける広報というか、伝えていただきたいと思います。

次にどういう計画でその説明会が行われていくのかということをお聞きしたいと思います。

建設課長　　まだ国から具体的なことは聞いておりませんが、やはり目安の墓地が一番の問題になってくると思われまますので、目安の墓地、自治会等に対してまた意見交換会を進めていくような、国の今のところの考え、正式には決まっておりますが、そういうような思いがあるということはお聞いております。

飯高委員　　まだまだこれからいろいろな意見が出て、それに対する答えですか、回答をいただくという形になるんですけども、国としてもやっぱりちゃんとした答えを返していけるような、これは町に云々と言うてもあれなんですけども、やっぱりこの間の意見を踏まえて、まだまだ回答出ていませんので、これから説明会が進んでいく上において、そういった、言われた意見に対しましての答えが出ていないことに対しての明確なまた答えを返していくように、今後、説明会をお願いしたいと思います。

委員長　　ほか、ございませんか。　小野委員。

小野委員　　1月31日は3回に分けて予定されていたと思うんですがね、私も1

回目の、10時からですかね、ちょっとのぞきにいかせてもらいまして、たくさんの方がおいでやから、ものすごいいろいろなことが聞けるのかなと思ったりしていました。確かにいろいろな話が出ました。墓地の問題も切実なことということで、上田さんも、目安の長老と言うたら失礼かもわかりませんが、やっぱり過去のいろいろな経緯も話しされてね、はっきりと墓地の移転には絶対できないというような、そういう話もしておられたし、墓地について、国交省も、国交省でええのかな、国やな、検討していかなければいけないというような姿勢があるということなんですけど、今、地権者の方でも、これ、150名というカウントされていますが、この、そこに墓地となってきたら、もっとふえてくるということもありますしね、なかなか話は難しいんじゃないかなと思っています。

それと、墓地だけの問題でもなく、JRとの関係も全然まだ、話も何もしておられないような様子やったし、やはりこれもネックになってくるんじゃないかなということも、あのときの感触では思っていました。

それと、今、飯高委員のおっしゃるようにね、やはり斑鳩町としては、三代川の内水処理ができるという形をとらなければいけないんだと思いますし、三代川に対してのそういう、こういう遊水地になってきたら、それは県のほうの事業になってくるんじゃないかなと私は思うんですけどね。というのは、その曾我川のもそうでしたし、視察に行ったところの形も、県のほうでやっていました。だから、今、大和川の本線っていうんですか、曾我川も大和川の支線やと思いますのでね、大和川の本線で遊水地をあの場所に計画というのは、私は、地元に対してのすごいいろいろなリスクをかけていかなければいけないのかなという感じを受けております。

それで、これ、83名ということは、1回目にも50名ぐらいはおられたと思うんですがね、あとの2回目、3回目はどれぐらいの人が来ておられたのかね、集計もとっておられると思いますが、大雑把な数字だけでも結構ですけど、ちょっと教えてほしいなと思います。

建設課長 今、委員おっしゃいましたように、朝から約50名、昼から20名、

夜で約10名ということでございます。

小野委員　　こういうのに議員として参加させてもらいました。地権者でもないの
でね。やはり、知り合いの方、たくさんおられたし、土地あるんですか
とか聞かれたんですが、ないんですよということで、後ろのほうで聞か
せてもっていましたが、大変な事業だなという思いもありますし、も
うちょっと、住民の方はもうこれで決まってくるんだというような感じ
でものをいろいろ考えておられるんだなという形も、なかなかそこがか
み合わないやろうということでね、粘り強くやっていってもらいた
いと思いますので、また、国のほうの進めていくときに、当然地元とし
てね、担当のほうにもいろいろな協力体制をつくっていかなければいけ
ないと思いますが、もうはっきり言いまして、大和川の遊水地じゃなく
て、三代川の遊水地を考えてもらえたらというようなことを感じました。
感想だけ申しあげておきますので、よろしくお願いします。

委員長　　ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長　　それでは、次に、(3)番、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業につ
いて、理事者の報告を求めます。松岡都市整備課長。

都市整備
課長　　(3)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について報告させていただきます。

まず、竜田大橋前後の歩道設置事業につきましては、これまでに竜田
大橋東詰から東側の一部区間では既に整備工事が行われておりますが、
現在は、竜田大橋西詰から中古車販売店までの区間につきましては、既に
用地買収は完了されまして、用地内の物件につきましても撤去工事が行
われており、年度末までに暫定形での歩道整備が行われる予定でござい
ます。

次に、法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置につきましては、用地取得に向けて継続して用地交渉が行われており、順調に進捗しております、区間北側につきましては、今年度内での契約締結に向けて交渉が行われているところでございます。

また、この区間において、区間北側の中古車販売店の東側の農地につきましては、地権者と国との間で事業用地に係る土地の売買契約の締結をいただいておりますが、地権者から所有地全体の買収を事業協力の条件とされていたことから、町としましては、土地開発基金を活用しまして当該地を取得してまいります。

以上で、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 龍田の森口建材さんの西側は、何軒か協力得られへんのかな。

都市整備課長 西側は、今、3軒の地権者の方がおられますけれども、継続して交渉をしている最中でございます。

中川委員 いや、せやから、協力してもらわれへんのかな。反対というのか、協力でけへん言うてはるのかな。ただ値段が折り合いのつかへんだけで、協力はするけど条件が合わへんとかやなしに、いや、この家はもうここで置いておきたいねんとか、どんな状態なんかな。

都市整備課長 現在、住居になってございますので、お住まいされている現状ですとか、ご家族の事情がそれぞれおありだということから、条件的にまだご理解いただけないというところではございませんでして、家庭の事情というところで、まだ条件提示まで至っていないということです。

中川委員 竜田川、竜田大橋から東向いて進んできて、小林さん越えたところぐらいかな、あれ、そこまでは歩道できて、それで森口さんの東側も歩道できるねけど、その間が当分の間ないっていう形になるねんね。飛んでしまうっていうか。

委員長 小城町長。

町長 今の段階では、田中さんのところも一応引っ込められて、やっています。

あと、北口さんと、阪田さんと、北口さんとあの辺ということで、北口さんはもうおばあさんは、私はもうここで住ませてくれと、死ぬまでいかせてという話やから、なかなか、息子さんに言ってもなかなか進まない。阪田さんのところは、今、おじいさんは施設へ入っておられますけども、了解を得ること、棟続きですから、どっちにしたかって結局両方で話をしなければできません。もう1軒の北口さんは、話等、やっぱり古い建物ですから、なかなかそういう関係がいかないということでですね、家庭の事情もそれはあると思いますけど、そういう点で、今、交渉はさせていただきますけども、そういう状況だということでございます。

中川委員 通学路かな、あそこ。それで、途中まで広がって、子どもの動きが大きくなる。それでまた急に細くなるというのも危険かなと思いますので。

思いますけど、今の町長の話やったら、亡くなるまでは辛抱してくれ言われたら、いつのことやわからへんしね。町に言うても、こんなでないもじゃあないわね。ここ、おばあさん生きている間はもう置いておく言わはったら。わかりました。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 以上で、各課報告事項についても終わります。

それでは、続きまして、3番、その他について、各委員からの何かありましたらお受けいたします。 小野委員。

小野委員 念願と言うたらおかしいんですが、14条地図も、あとは登記を残すだけになりました。そうした中でね、今までの道路台帳と、それから地図ができた段階での整合性って言うんですかね、それらの整理もしていかなければいけないと思うんですが、そのことについてね、担当課としてはどのようなね、ことも整理していかなければいけないということも加えて、もともと、錦が丘、龍田北1丁目の中のね、錦が丘のところでは、道路台帳では何号線というように設定がしてあったので、そのそれが、道路台帳は起終点という形で全部書いてあったんですが、公図上、地図上その道路が存在していなかったというちぐはぐなことがあったので、町からの要望を出してもらって、14条地図で何とかそれを表へ出してきて、きちっとした町の所有地がその走っていると、今のよう形にきちっとでき上がってくるはずなんですがね、そうしたときに、その道路台帳の起終点、それから主要な通過点、そういうものは台帳の中で明記しなければいけないと私は思っておるんですが、そのことらの整理もあわせてやっていってもらっているとは思っているんですが、その点はどうなんですかね。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 今現在、法務局のほうから、公共用地の確認の図面が今、こちらのほうへ来ておるところでございます。その、今、確認をしているところ
でございます、それが終わりましたら、またそういった、今、委員ご指摘の面につきましても確認をして、修正しなければならないところにつきましても修正してまいりたいと考えております。

小野委員 14条地図が公示されてからの話になりますねんけどね、その中で、議会の議決が必要となってくる箇所も出てくるのかなと思っております。それらのことも一応整理してもらっておいて、内部的に調整して
ける。

道路台帳はもともとから合っているんだと思います、現状にね。でないと、道路台帳がつかれないので。ただ、登記面とは合わなかったところが何箇所かあったと思います。それらも。

法務局からはね、今、送ってきた。私は地権者にはもっと早くからきて、縦覧期間が、いつやったかな、あったんですが、同じように町にも送ってきていた、その時期に送ってきていたと思っているんですが、今、
って、いつごろ送ってきたん。

建設課長 時期的には、日につきましては、今、ちょっと把握しておりませんね
けど、今、つい最近送られてきまして、それで、建設課の管理物件と、ほかの各課の管理物件等、今、確認して、大体それが終わりましたので、また法務局のほうへ提出する予定となっております。

小野委員 それは、縦覧期間をつけて送ってきたものですか。いつまで。

というのは、町の土地だけはあとで登記してしまうということは、ちょっとおかしいな
りますので。あれは、2月末から3月初めという予定は聞いておるんですよ。法務局のほうではずっと、もう処理をしてきて、いつって
いう日は決めていないけど、登記の日は決まっていると思います。町の物件だけあとで、それで確認してくださいとくるって
いうことは、ちょっと手法としておかしいんじゃないかなと私は思っておるんで

すが。

いつまでに、そうしたら返事せなあかんの。

建設課長 いつまでという、ちょっと私も今、そこまで確認は取れていませんので、できるだけ速やかにということ。

小野委員 そうしたら、斑鳩中学校のものについては教育委員会に。
一遍に送ってきて、建設課で仕分けして、担当課で、今、チェックしてもうているという段階なのか、それもちょっと教えてください。

建設課長 それぞれの所管に係るものについて送ってきて、今、その、所管に係る分で確認をしていっていただいていると。それがもう終わりますので、法務局のほうへ提出するという段階でございます。

小野委員 提出ちゅうのがちょっとわからないんやけどね。個人の土地はね、縦覧期間があって、縦覧期間の間に異議申し立てをするかしないかと。もうそこで何もなかった場合は登記を進めていくと。1つずつ回収することには、そこまでは作業としては多分していませんがね。立会いをずっとしてもらっているということで、登記官がその実調をやっているのと一緒やからね、そこまではしないと思うんですが。

どちらにしても、その返すことによって14条地図の最終のできあがりが遅なったりね、何やかやとするのやったら、また全体の事業の進捗に響いてきますので、速やかにやってもらいたいなと、そのように思います。

財政のほうにも、今度また総務委員会でも聞かせてもらいますけどね、建設課については、そのあと、道路台帳の整理も必要ではないかなと。整理ということは、きちっと整合性を図れるような事業ですので、変更するようなことがないと思いますので、そのチェックをしてもらっておきたいと、そのように思います。

委員長

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議になしと認めます。ありがとうございます。
それでは、閉会に当り、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

(町長挨拶)

町長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

委員長

ご苦労さまでした。

(午前9時53分 閉会)